

第7回 三重県内道路 路面標示連絡調整会議

議事次第

日時:令和7年3月14日(金)(書面開催)

議事

1. 令和6年度の取組内容及び今後の進め方について

【配布資料一覧】

- ・ 議事次第
- ・ 資料1 第7回三重県内道路 路面標示連絡調整会議 資料
- ・ 資料2 第6回三重県内道路 路面標示連絡調整会議 議事録
- ・ 資料3 三重県内道路 路面標示連絡調整会議 規約

第 7 回 三重県内道路 路面標示連絡調整会議

令和 7 年 3 月 1 4 日 (金)

取組の概要

- 1 同時施工の推進
 - ・道路管理者と県警察の連携による交差点等での路面標示の同時施工
- 2 劣化状況のモニタリング調査
 - ・劣化要因別の路面標示の耐久性把握
 - ・長寿命化に向けた高耐久性塗料の活用
- 3 AI技術活用による劣化状況等の把握
 - ・大学と連携した路面標示の劣化検知システム開発と運用
- 4 市町との連携の推進
- 5 新たな交通規制に関する取組
 - ・交通規制に代わる路面標示（歩行者横断指導線、指導停止線）
 - ・標識等によらない新たな速度規制
- 6 新たな交通安全対策の取組
- 7 今後のスケジュール

1 同時施工の推進 ～ 道路管理者と県警察の連携による交差点等での 路面標示の同時施工～

令和6年度

- ・ 複数の管理者が連携し、同時施工を実施した箇所は、全体で70箇所
- ・ そのうち、県管理道路で、同時施工を実施した箇所は、60箇所
直轄国道と県管理道路の交差点で、同時施工を実施した箇所は、10箇所
- ・ 県警察と市町による同時施工を33箇所を実施

令和7年度

- ・ 複数の管理者が連携した同時施工は、令和2年度実績（68箇所）程度を実施する
- ・ 市町を含めた同時施工を推進する

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和7年度 (予定)
	実績	実績	実績	実績	目標	実績	
同時施工	68箇所	132箇所	72箇所	86箇所	70箇所	70箇所	R2実績 (68箇所) 程度
県管理道路 (県・県警察)						60箇所	
直轄国道と県管理道路の 交差点 (国・県・県警察)						10箇所	
市町を含めた同時施工 (市町と国・県・県警察)	市町が関係者と随時調整しながら実施			30箇所	33箇所		同時施工を 推進

2 劣化状況のモニタリング調査 ～劣化要因別の路面標示の耐久性把握～

令和3年度

- ・ 166箇所でモニタリング調査を開始
(国26箇所、県警察39箇所、県101箇所)

(モニタリング調査の概要)

- ・ 交通量及び直線部・曲線部・交差点に区分し調査箇所を抽出
- ・ 調査箇所で歩道の有無、沿道利用状況も確認・記録
- ・ 施工後、3・6・12か月経過時、2・3年経過時の状況を調査

単位：箇所

種別		交通量(台/日・上下)				合計
		10,000	5,000	1,000		
			< 10,000	< 5,000	< 1,000	
直線部	外側線	19	12	9	4	44
	センターライン	8	9	8	4	29
	横断歩道	13	13	7	6	39
曲線部	外側線	7	7	12	6	32
	センターライン	5	3	6	2	16
交差点部		6	-	-	-	6
合計		58	44	42	22	166

令和4年度

- ・ 劣化速度を把握するため、モニタリング調査を継続
施工後12か月経過時点では、摩耗による劣化は確認されていない

2 劣化状況のモニタリング調査 ～劣化要因別の路面標示の耐久性把握～

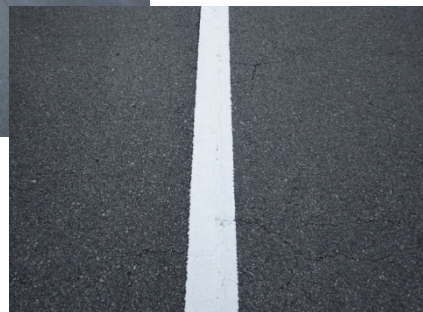
令和5年度

- ・劣化速度を把握するため、モニタリング調査を継続
施工後2年経過時点では、一部の箇所では劣化が確認された

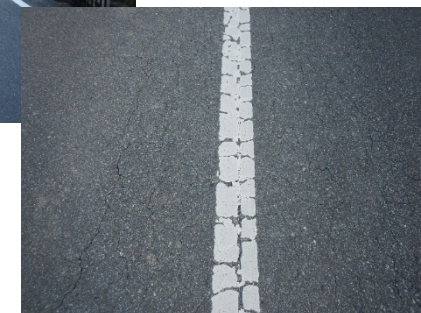
令和6年度

- ・モニタリング調査を継続
施工後3年経過時点では、一部の箇所では舗装継目部でのひび割れにより剥離した箇所が確認された。

(モニタリング調査例) 交通量:1,000 X < 5,000 (台/日・上下)、曲線部、センターライン
通常塗料【施工後】



【3年経過後】



2 劣化状況のモニタリング調査 ～劣化要因別の路面標示の耐久性把握～

令和6年度

・モニタリング調査箇所に大型車交通量の指標を追加

- ・調査箇所を大型車交通量及び直線部・曲線部・交差点に区分
- ・大型車交通量の区分は、「三重県道路舗装維持管理基本計画」の管理区分を参考に設定

単位：箇所

種別		大型車交通量（台/日・上下）				合計
		1,000	500	80		
			< 1,000	< 500	< 80	
直線部	外側線	16	10	12	6	44
	センターライン	9	6	9	5	29
	横断歩道	18	8	4	9	39
曲線部	外側線	7	8	10	7	32
	センターライン	2	6	4	4	16
交差点部		4	2	0	0	6
合計		56	40	39	31	166

令和7年度

- ・モニタリング調査を継続し、大型車交通量の指標などを用いながら、劣化要因、劣化速度などの分析を進める

2 劣化状況のモニタリング調査 ～長寿命化に向けた高耐久性塗料の活用～

令和3年度

- ・交差点部とそれ以外含め、77箇所試験施工を実施
(国3箇所、県警察21箇所、県53箇所)

【高耐久性塗料の特徴】

- ・路面標示の通常塗料は、耐摩耗性が200mg以下
一方、高耐久性塗料は、耐摩耗性が50mg以下のもの(既存の製品)を使用
- ・高耐久性塗料の工事費は通常塗料の約1.4倍
耐摩耗性とは、JISで定められた試験により塗膜を摩耗させた時の塗膜の摩耗量

令和4年度

- ・劣化速度を把握するため、モニタリング調査を継続
施工後12か月経過時点では、摩耗による劣化は確認されていない

令和5年度

- ・劣化速度を把握するため、モニタリング調査を継続
施工後2年経過した箇所において、摩耗による劣化はほとんど確認されていない

2 劣化状況のモニタリング調査 ～長寿命化に向けた高耐久性塗料の活用～

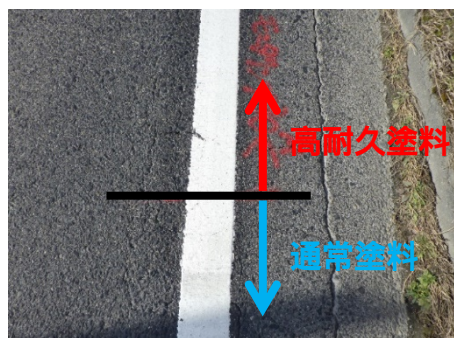
令和6年度

- 劣化速度を把握するため、モニタリング調査を継続
施工後3年経過時点では、一部の箇所で通常塗料と高耐久塗料ともに舗装のひび割れにより剥離した箇所が確認されたが、通常塗料と高耐久塗料での劣化の差異は見られなかった

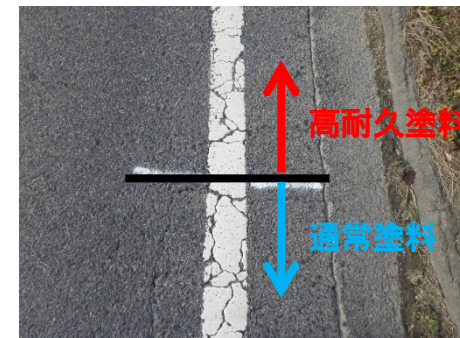
(モニタリング調査例) 交通量:10,000 X (台/日・上下)、曲線部、外側線



【施工後】



【3年経過後】



令和7年度

- モニタリング調査を継続し、劣化の差異が確認された場合は、大型車交通量の指標などを用いながら、劣化要因、劣化速度などの分析を進める
- 次世代型塗料を活用したモニタリング調査についても検討する

今後、通常塗料と高耐久塗料のモニタリング調査の結果をふまえ、費用対効果を考慮しながら効果的な活用方法を検討

3 AI技術等活用による劣化状況等の把握 ～ 大学と連携した路面標示の劣化検知システム開発と運用～

令和3年度

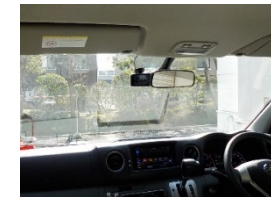
- 三重大大学の協力を得て、AIを活用した路面標示劣化検知システムを県警察、県が参画し共同でシステム開発を開始し試作機を開発

令和4年度

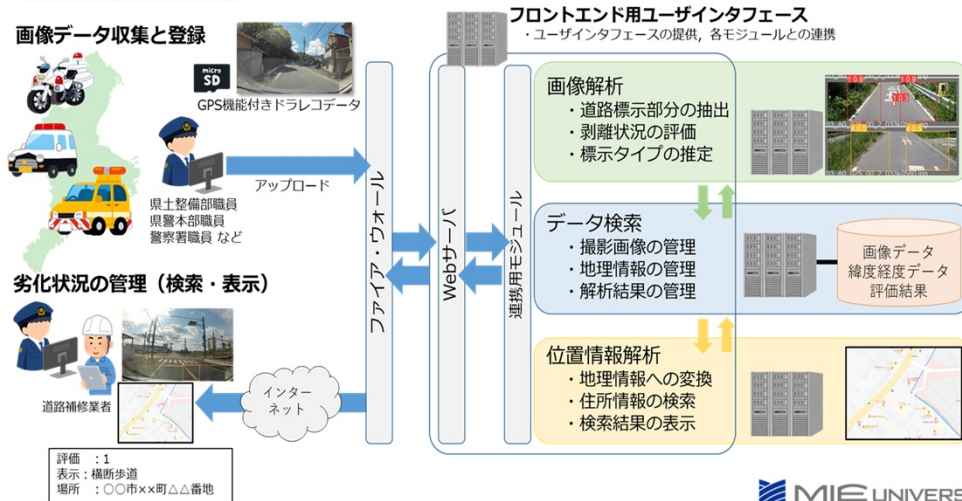
- 開発した路面標示劣化検知システムの実証試験を開始
- 検知精度向上・操作性の改善



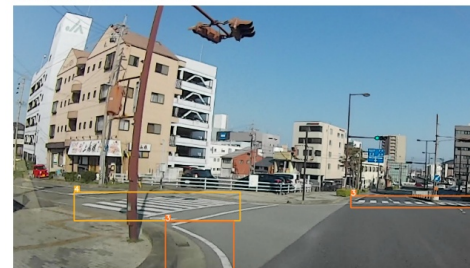
車両に搭載した
ドライブレコーダーで
撮影した動画をシステムに
アップロードし剥離度評価



システムの全体像



検索結果 (判定結果) 画像



ドライブレコーダー位置情報



検索条件

(1) 剥離の度合い (評価スコア) (複数選択可)

大 (1~2) 中 (3) 小 (4~5)

(2) 検索対象となる路面標示 (複数選択可)

白実線 白破線

黄色実線 (はみ出し禁止) 横断歩道

予告マーク とまれ

停止線

(3) 撮影期間 (空白の場合は全期間)

2024-03-14 から 2024-03-15 の間に撮影された画像

検索

処理が完了しました...

検索結果一覧

カテゴリ	剥離度	撮影日時	画像表示	修正削除
横断歩道	3	2024-03-15	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
横断歩道	3	2024-03-15	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
横断歩道	3	2024-03-15	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
横断歩道	3	2024-03-15	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
横断歩道	3	2024-03-15	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

3 AI技術等活用による劣化状況等の把握 ～ 大学と連携した路面標示の劣化検知システム開発と運用～

令和5年度

- ・ 県警察及び県において、劣化状況モニタリング調査への活用を開始
- ・ 引き続き、路面標示劣化検知システムの検知精度向上への取組

令和6年度

- ・ AIを活用した路面標示の剥離度判定が有効であることを確認
- ・ 令和3年度から共同で進めてきたシステム開発は今年度で完了とし、今後は既に実用化されている民間のシステム等も広く調査した上で、更なる業務効率化を目指す

モニタリング調査での運用例

モニタリング調査を実施している横断歩道を評価

横断歩道を剥離度4と評価
横断歩道を剥離度3と評価

検索結果（判定結果）画像



ドライブレコーダ位置情報



検索条件

(1) 剥離の度合い（評価スコア）（複数選択可）

大 (1~2) 中 (3) 小 (4~5)

(2) 検索対象となる路面標示（複数選択可）

白実線 白破線
 黄色実線（はみ出し禁止） 横断歩道
 予告マーク とまれ
 停止線

(3) 撮影期間（空白の場合は全期間）

2024-03-14 から 2024-03-15 の間に撮影された画像

検索 一覧ダウンロード(CSV)

処理が完了しました...

検索結果一覧

カテゴリ	剥離度	撮影日時	画像表示	修正削除
横断歩道	3	2024-03-15	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
横断歩道	3	2024-03-15	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
横断歩道	3	2024-03-15	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
横断歩道	3	2024-03-15	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
横断歩道	3	2024-03-15	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
横断歩道	3	2024-03-15	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

4 市町との連携の推進

令和3年度

- ・ 29市町に対し同時施工を含む“連携した取組み”への参加について照会
- ・ 13市町が参加の意向（桑名市・いなべ市・東員町・四日市市・鈴鹿市・津市・松阪市
多気町・度会町・鳥羽市・名張市・御浜町・紀宝町）

令和4年度

- ・ 13市町を含めた“連絡調整会議WG”で情報共有を行い、同時施工の連携検討

令和5年度

- ・ 亀山市が当会議WGに参加（13 14市町に）
- ・ 県警察、市町で調整し、同時施工を実施
- ・ “連絡調整会議WG”で路面標示に関する情報共有や意見交換
- ・ 新たな取組について検討

令和6年度

- ・ **国、県、県警察、市町が連携し、効率的な同時施工を実施**
- ・ **引き続き“連絡調整会議WG”で路面標示に関する情報共有や意見交換**
- ・ **新たな交通規制に関する取組や交通安全対策の取組について情報共有や意見交換**

令和7年度

- ・ 国、県、県警察、市町が連携し、効率的な同時施工を実施
- ・ 引き続き“連絡調整会議WG”で路面標示、新たな交通規制、交通安全対策の取組について情報共有や意見交換

5 新たな交通規制に関する取組 ～ 交通規制に代わる路面標示（歩行者横断指導線、指導停止線など）～

令和6年度

- ・ 交通規制に代わる路面標示の方針を検討

【歩行者横断指導線】

歩行者が横断する場所の位置を示すことにより、ドライバーの注意喚起を促すものであるが、道路交通法上の規制効力はない。

三重県内路面標示連絡調整会議第11回WG、第6回本会議での意見

- ・ 通学路、歩道の導線が確保されている、車両の交通量が多いなどの理由がないと設置できないのでは。
- ・ 認知度が低く、ドライバーが混乱するおそれがある。
- ・ 「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下、標識令）」に区画線として位置付けられており、歩行者の乱横断を防止する効果はある。
- ・ 設置基準を設けるより、設置箇所により個別に判断していく必要があるのでは。

引き続き、歩行者横断指導線のあり方について、意見交換等を行う。

【指導停止線】

車両が停止する場合の位置を示すものであるが、道路交通法上の規制効力はない。

三重県内路面標示連絡調整会議第11回WG、第6回本会議での意見

- ・ 標識令で定められておらず、薄くなった際に通常の停止線と引き間違えるおそれがある。

原則設置しない。



鈴鹿市教育委員会HPより



長崎県警HPより

令和7年度

- ・ 引き続き、歩行者横断指導線のあり方について、意見交換等を行う

5 新たな交通規制に関する取組 ～ 標識等によらない新たな速度規制～

令和6年度

- ・ 標識等によらない新たな速度規制（道路交通法施行令の一部改正）に伴う対応や課題等について意見交換

【令和6年7月26日 道路交通法施行令 一部改正の概要】

- ・ 中央線や中央分離帯等がない一般道路について、自動車の法定速度が現行の60 km/hから30 km/hへ引き下げ（令和8年9月1日施行）

【対象となる道路の事例】



【改正に伴う対応や課題等】

- ・ 現在はドライバーが標識等の有無で法定速度を判断しているが、施行後は中央線の有無によっても法定速度を判断する必要があるため、これまで以上に交通管理者、道路管理者共に中央線の補修が必要となる。
- ・ 比較的幅員が広く中央線のない道路を走行するドライバーへ法定速度30 km/hを認識させる必要がある。

令和7年度

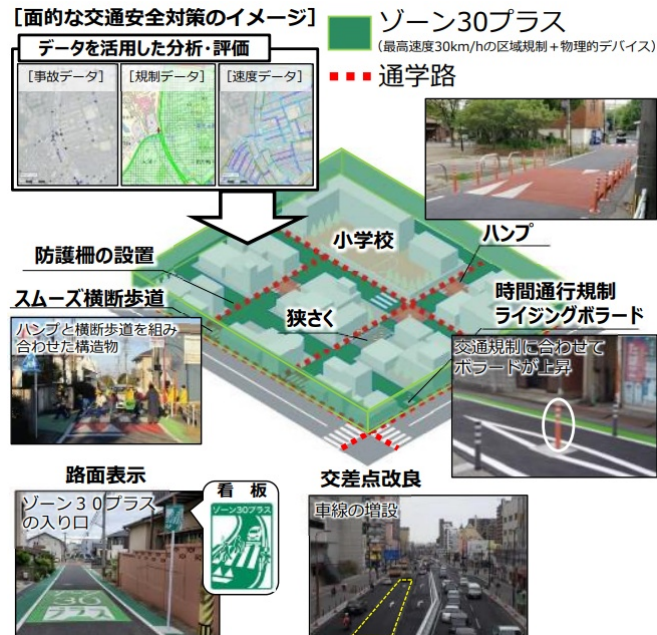
- ・ 引き続き、標識等によらない新たな速度規制について情報共有や意見交換を行う

6 新たな交通安全対策の取組

令和6年度

【小学校周辺を面的に捉えた交通安全対策の促進】

- ・ 令和6年度以降の通学路の交通安全対策について（国土交通省からの通知（抜粋））
 小学校周辺のゾーン30内にある通学路に着目し、データを活用して警察や学校、地域などとも連携し、「ゾーン30プラス」の導入など面的な対策を実施されたい。
 三重県内における「ゾーン30プラス」の導入を促進するため、県内の実施事例や協力体制について、第11回三重県内路面標示連絡調整会議WGで市町へ情報共有



出典：国土交通省ウェブサイト（<https://www.mlit.go.jp/page/content/001760281.pdf>）

「ゾーン30プラス」整備計画(三重県みえ郡菟野町 竹成・永井地区) 令和6年3月末時点

■地区
 ・三重県三重郡菟野町 竹成・永井地区

■主な対策内容
 【警察(四日市西警察署 TEL:059-394-0110)】
 ・最高速度30km/h区域規制
 【道路管理者(菟野町役場 都市整備課 TEL:059-391-1138)】
 ・スムーズ横断歩道、ハンプ、カラー舗装(路肩)、側溝蓋掛け など
 【地域(竹永小学校、地域住民等)】
 ・登下校時の見守り活動
 ※ 詳細については、上記の問い合わせ先にご連絡ください。

■推進体制
 菟野町交通安全協議会
 (四日市西警察署 ・菟野町役場 都市整備課
 ・菟野町役場 教育課 ・竹成区、永井区(自治会))

■対策の実施状況 (出典:国土地理院地図)

① 登下校時の見守り活動
 ② スムーズ横断歩道
 ③ 30km/h区域規制、カラー舗装(路肩)

凡例

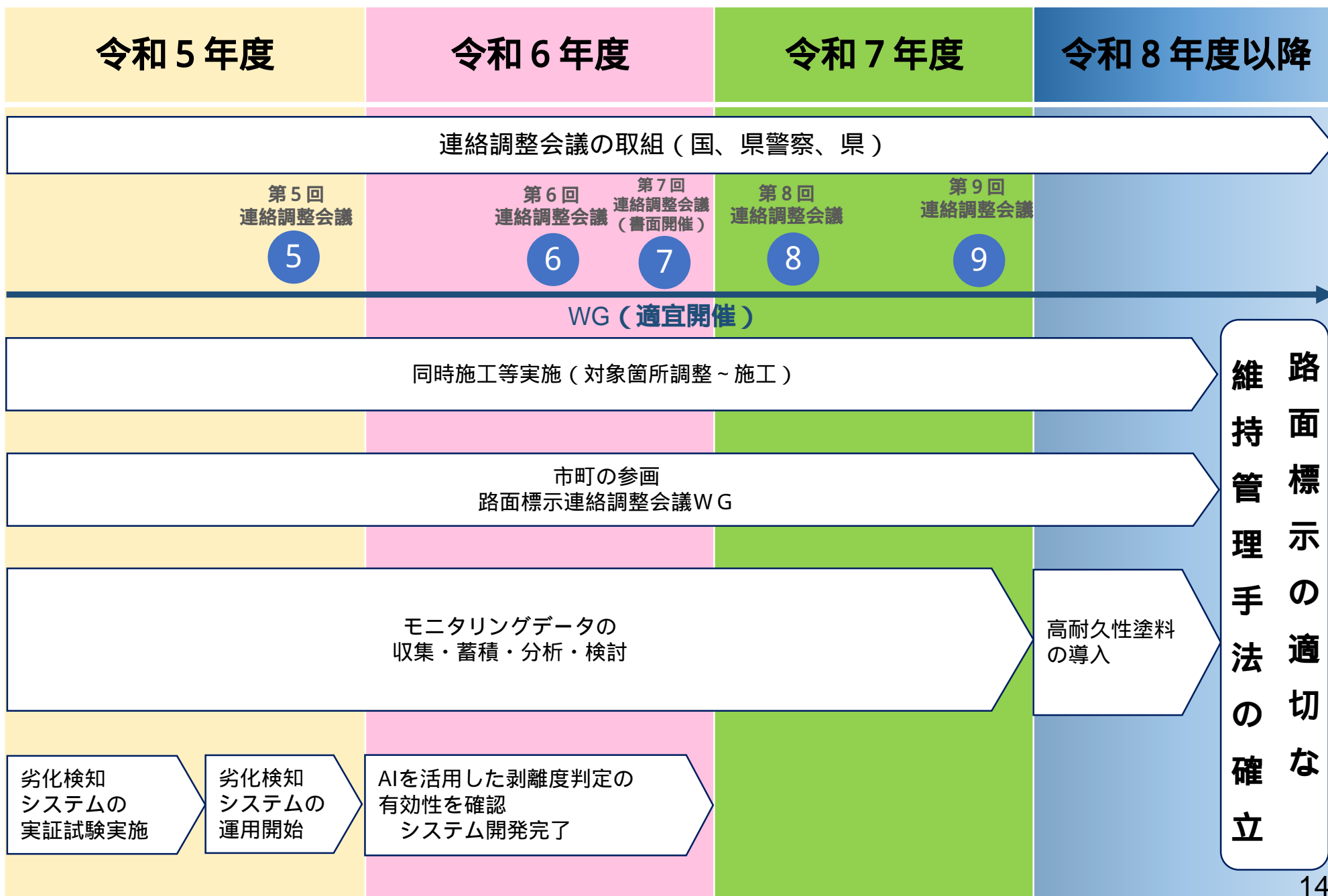
ゾーン30プラス	ゾーン30プラス	ゾーン30プラス	ゾーン30プラス
物理的デバイス	その他ハード対策	ソフト対策	ソフト対策
規制等	ソフト対策	ソフト対策	ソフト対策
実施済	実施中	実施中	実施予定

出典：国土交通省ウェブサイト（https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/sesaku/pdf-torikumi30_r6/112.pdf）

令和7年度

- ・引き続き、新たな交通安全対策について情報共有や意見交換を行う

7 今後のスケジュール



第 6 回 三重県内道路 路面標示連絡調整会議 議事録

日時：令和 6 年 1 1 月 1 8 日 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0

場所：三重県建設技術センター鳥居支所 2 階 研修室

1 . 配布資料

- ・ 議事次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 資料 1 三重県内道路 路面標示連絡調整会議 規約
- ・ 資料 2 第 6 回 三重県内道路 路面標示連絡調整会議 説明資料
- ・ 資料 3 第 5 回 三重県内道路 路面標示連絡調整会議 議事録

2 . 出席者

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所	毛利 ^{もうり} 副所長
国土交通省 中部地方整備局 北勢国道事務所	宇藤 ^{うとう} 副所長
国土交通省 中部地方整備局 紀勢国道事務所	松田 ^{まつだ} 副所長
三重県警察本部 交通部 交通規制課	須川 ^{すがわ} 課長
三重県 県土整備部 道路管理課	大下 ^{おおした} 課長

3 . 挨拶

- ・ 本会議は令和 2 年度より始まり、これまで 5 回の会議を開催している。
- ・ 昨年度までは国土交通省の各国道事務所長、三重県警察本部の交通部長、三重県の県土整備部長を会員として本会議を開催していたが、今年度から会員を、国土交通省の各国道事務所は副所長、三重県警察本部 交通部は交通規制課長、三重県 県土整備部は道路管理課長へ変更し、より実務レベルで議論、意見交換を行い、しっかり連携していきたい。

4 . 事務局からの説明

(1) 規約の一部改正について

- ・ 先月 2 8 日に開催した第 1 1 回三重県内道路路面標示連絡調整会議WGで調整し、事前に各会員に書面決議で賛同をいただいたため、三重県内道路路面標示連絡調整会議の規約を一部改正し、別表の会員名簿を変更した。

(2) 令和6年度の取組と今後の進め方について

1. 同時施工の推進

- ・令和5年度は、国、県、県警のうち、複数の管理者が連携して同時施工を86箇所で開催した。
- ・令和6年度も、令和2年度以上の実施を目標として取り組んでおり、引き続き進めていく。
- ・令和5年度は、県警と市町で同時施工を30か所で開催し、令和6年度も引き続き進めていく。

2. 劣化状況のモニタリング調査

【劣化要因別の路面標示の耐久性把握】

- ・166箇所でのモニタリング調査を令和3年度から開始した。
- ・令和5年度は、施工後2年を経過した一部の箇所では若干の劣化が確認された。
- ・令和6年度も、モニタリング調査を継続していくが、昨年度の本会議での意見を踏まえ、今年度の結果(施工後3年経過時点)が出揃い次第、大型車交通量の指標を追加し、分析を進める。
- ・施工後3年経過時点で劣化した箇所が少ない場合は、今後もモニタリング調査を継続していく。

【長寿命化に向けた高耐久性塗料の活用】

- ・モニタリング調査166箇所のうち、77箇所では高耐久性塗料を使用し、通常塗料との劣化状況を比較するため、令和3年度からモニタリング調査を開始している。
- ・令和5年度は、施工後2年を経過した箇所において、摩耗による劣化はほとんど確認されなかった。
- ・令和6年度は、モニタリング調査を継続し、劣化が確認された場合は、通常塗料と高耐久性塗料の劣化状況の違いについて分析を進め、費用対効果を考慮しながら、効果的な活用方法を検討する。

3. AI技術等活用による劣化状況等の把握

- ・令和3年度より三重大学の協力を得て、大学、県警、県の三者によるAIを活用した「路面標示劣化検知システム」の開発に着手
- ・令和4年度は、実証実験を行い、検知精度の向上、操作性の改善等の検討を行った。
- ・令和5年度は、モニタリング調査においてシステムの活用を開始し、令和6年度もモニタリング調査において活用する。

4. 市町との連携の推進

- ・令和5年度は、1市を追加し14市町を含めた連絡調整会議WGで情報共有や意見交換を行い、新たな取組について検討した。
- ・令和6年度は、国、県、県警、市町が連携し、効率的な同時施工を実施するとともに、引き続き連絡調整会議WGで情報共有や意見交換を行う。また、新たな取組について情報共有や意見交換を行う。

5. 新たな交通規制に関する取組

【交通規制に代わる路面標示（歩行者横断指導線、指導停止線など）】

- ・令和6年度は、交通規制に代わる路面標示（歩行者横断指導線、横断停止線など）の方針を検討する。
- ・第11回三重県内道路路面標示連絡調整会議WGで議論した際の意見を踏まえて、本会議でも意見を伺い、検討していく。

【標識等によらない新たな速度規制】

- ・令和6年7月26日に道路交通法施行令が一部改正され、中央線や中央分離帯等がない一般道路について、自動車の法定速度が現行の60km/hから30km/hキ口引き下げられ、令和8年9月1日より施行される。
- ・施工後は、ドライバーが中央線の有無で法定速度を判断する必要があるため、これまで以上に各管理者による中央線の補修が必要となる。

6. 新たな交通安全対策の取組

- ・令和6年度に、小学校周辺のゾーン30内にある通学路で、警察や学校、地域なども連携し「ゾーン30プラス」の導入などの面的な対策を実施されたいという通知が国土交通省から出された。
- ・三重県内における「ゾーン30プラス」の導入を促進するため、県内の実施事例や協力体制について、第11回三重県内道路路面標示連絡調整会議WGで市町へ情報共有。

7. 今後のスケジュール

- ・令和6年度末に、今年度の取組結果をとりまとめ、第7回本会議を書面にて開催する。
- ・令和7年度は、同時施工の調整と施工、モニタリング調査の継続と分析、路面標示劣化検知システムなどの取組を引き続き進めていくとともに、WGでより幅広く議論や意見交換を行っていく。

5. 意見等

- ・同時施工を市町に広く伝えていくために、同時施工の有効性を示した好事例があると良い。
- ・歩行者横断指導線について、設置基準を設けるより、設置箇所により個別に判断していく必要があるのではないか。
- ・道路交通法施行令の一部改正に伴い、中央線の補修が重要となるため、今後本会議に議題として挙げていくと良い。

6. 質疑応答

Q：法定速度が30km/hに引き下げとなった場合、ゾーン30内の道路のほとんどが法定速度30km/hとなるが、ゾーン30の扱いはどうなるのか。

A：既存の30km/hの速度規制は解除しないため、ゾーン30も既存のまま残ることとなる。

以 上

三重県内道路 路面標示連絡調整会議 規約

(名 称)

第1条 本会議は、三重県内道路 路面標示連絡調整会議(以下、「連絡調整会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 路面標示は、道路利用者の交通安全上、非常に重要であることから、三重県内の路面標示についての意見交換、検討、調整等、各管理者間で連携を行うことで、道路利用者等の安全確保に資することを目的とする。

(組 織)

第3条 連絡調整会議の組織は次のとおりとする。

- 2 連絡調整会議の構成は、「別表」のとおりとする
- 3 連絡調整会議は、個別課題等についての検討・調整を行うため「ワーキンググループ」を設置する。
- 4 ワーキンググループは、検討、調整した内容を連絡調整会議に報告する。

(事務局)

第4条 事務局は、三重県県土整備部道路管理課に置くものとする。
2 事務局は、連絡調整会議の運営、資料作成等を行う。

(その他)

第5条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(付則)

- 1 . 本規約は、令和2年7月27日から施行する。

(付則)

- 1 . 本規約は、令和6年11月7日から一部改正する。

別表（第3条第2項関係）

三重県内道路 路面標示連絡調整会議 会員名簿

	所 属	役 職
会 員	国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所	副所長
	国土交通省中部地方整備局 北勢国道事務所	副所長
	国土交通省中部地方整備局 紀勢国道事務所	副所長
	三重県 警察本部 交通部	交通規制課長
	三重県 県土整備部	道路管理課長
事務局：三重県県土整備部道路管理課		